

仙台市 農政だより

2024年 冬号



とれたて仙台
仙台の大地の贈り物

【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

6次産業化や農商工連携にチャレンジしてみませんか

仙台産農林水産物を使用した6次産業化や農商工連携の取り組みを、専門家の知見を活用しながら、事業計画の策定から商品開発、加工・製造、販路開拓まで伴走型で継続的に支援します。

●対象者

認定農業者、農業協同組合、林業者、森林組合、漁業者、漁業協同組合、市内の農林漁業者等と連携して事業に取り組む商工業者、その他市長が特に必要と認めた者（いずれも市税を滞納していない方に限ります）



支援事例：maco vegeの乾燥野菜「HOSHI VEGE」

●支援内容

①専門家派遣

事業計画策定や商品開発等に関する助言・指導を無料で受けることができます。

②補助金

2名以上の異なる分野の専門家派遣を受け、事業計画が適切であると認められた後に、下記の補助金を受けることができます。

派遣内容例	事業計画策定、経営診断、マーケティング、商品開発、技術指導、デザイン開発、販路開拓等
派遣回数	年度内5回まで
派遣時間	1回2時間程度

メニュー	補助率	上限額
マーケティング	1/2以内	10万円
機材導入	1/2以内	120万円
商品ブランドデザイン開発	1/2以内	15万円
試作	1/2以内	20万円
販路開拓	1/2以内	20万円

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

「地域計画」策定に向けた話し合いが始まりました

地域農業の将来像や中心となる経営体等について、地域ごとに策定している「仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)」が農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画」に変わり、計画策定に向けて、令和5年12月より地域ごとに話し合いが始まっています。開催日は地域ごと異なりますが、年度内に各地域で1回以上行い、令和6年10月頃までに地域ごとに原案をまとめる予定です。

詳しい日時や場所等については、決まり次第、順次市のホームページでお知らせします。また、併せて話し合いの結果を公表しますので、ご確認ください。



※「地域計画」：地域農業の将来の在り方を示したもの。



地域農地の概ね10年後の耕作者を示した「目標地図」の策定が必要となっている。

仙台市ホームページ

【農業振興課担い手育成係(電話:214-7327)】

学校給食向け環境保全米の生産を支援しています

仙台市内の学校給食へ提供する環境保全米を生産する方に、慣行栽培米との生産資材の差額の一部を補助します。詳細については、下記へお問い合わせください。

補助対象経費	環境保全米（ひとめぼれ）の生産に当たり発生する、慣行栽培米との生産資材の差額の一部 補助基本額：米60kgあたり250円を上限とします
対象者	仙台市内の農業者
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市内の市立学校の学校給食へ提供する環境保全米（ひとめぼれ）であること。 申請年度内産の米であること。
問い合わせ先	仙台農業協同組合 営農部営農指導センター米穀担当 TEL 022-236-2461 中央営農センター TEL 022-289-2914 西部営農センター TEL 022-391-0150

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

水稲直播栽培を支援します

主食用米を対象とした、水稲直播栽培の取り組みを支援します。具体的な要件等は以下のとおりです。

	水稲直播栽培支援事業	大規模水稲直播栽培団地育成事業
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者 仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)に位置付けされている中心経営体 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者、生産組織等
対象面積	5ha未満(主食用米)	5ha以上(主食用米)
補助内容	10a当たり1,500円以内	10a当たり2,000円以内
補助条件	「水稲直播栽培支援事業」と「大規模水稲直播栽培団地育成事業」による補助を合わせて3年を超えないこと。	

水稲直播栽培支援事業については、令和6年3月にJA等に提出する、営農計画書の直播の欄に「○」がついている方を対象として市で調査を行い、令和6年6月頃に対象者の皆様へ補助事業の案内を送付します。不明な点があれば下記連絡先までお問い合わせください。

【農業振興課担い手育成係(電話:214-7327)】

トマトキバガの発生に注意してください

トマトキバガが、令和5年7月に県内の侵入調査用フェロモントラップで初確認され、11月には仙台港のトラップでも確認されました。国内では令和3年に初めて確認され、その後19道県で確認されていることから被害の拡大が懸念されます。

トマトキバガは両羽を広げたときの大きさが約10mmの小型のガで、トマトやナス、パレイショ等のナス科作物や、インゲンマメ等に被害を与える害虫です。葉や未熟果等の表面に卵を産み、幼虫は茎葉や果実を食害して大きな被害をもたらします。



トマト果実の食痕

写真: 横浜植物防疫所 HP引用

防除は薬剤散布が主で、農薬などの詳細は宮城県病害虫防除所のHPに掲載の特殊報を参照ください。また、本虫の発生が疑われた場合は、速やかに宮城県病害虫防除所(022-275-8960)か宮城県仙台農業改良普及センター(022-275-8410)にご連絡ください。

【農業振興課生産振興係(電話:214-8335)】



トマトキバガの幼虫(上)/成虫(下)

「5年水張りルール」の要件が示されました

水田で麦・大豆・飼料作物等を生産する農業者を支援する「水田活用の直接支払交付金」の対象となる水田について、令和4年度に、国から新たな方針が示されました。この方針では、令和4年度から5年以内に一度も水稲の作付を行わない水田は交付対象外とする（いわゆる「5年水張りルール」）とされていましたが、一部要件が改めて示されました。水張りの要件については下記の通りです。

- 令和4年度から8年度までの5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度から水田活用の直接支払交付金の対象となりません。
 - 令和9年度以降も5年に1度の水張りが必要です。
 - 水張りは、水稲を作付けすることを基本とします。
- ただし、以下の①かつ②に該当する場合は水張りを行ったとみなします。
- ①水稲作付と同程度の湛水管理を1か月以上行うこと。
※天水による一時的な水張りではなく、用水による水田全面の水張りが必要です。
 - ②連作障害による収量低下が発生していないこと。
※対象農地に作付けした作物の過去5年間の収量の記録等を比較し判断します。

水張り以外の要件（畦畔や所要の用水を供給できる設備を有すること、不作付が続いていないこと等）については、これまでと変更ありません。

水稲の作付によらず1か月以上の湛水管理により水張りを実施する場合は、仙台市農業振興協議会に事前に計画を提出し、確認を受けた上で、実施報告をしていただく必要があります。実施に係る詳細については、別途通知します。

【農業振興課地域支援係(電話:214-8334)】

米粉製粉機を使ってみませんか

せんだい農業園芸センターの加工棟で、米粉製粉機がご利用いただけます。米粉は余分な油を吸いにくく水に溶けやすいので、料理のほか、お菓子作りにも適しています。サクサクとした食感のクッキーや、しっとりもちもちのパンケーキなど、材料を米粉に置き換えることで、ひと味違った食感が楽しめます。必須アミノ酸を多く含み栄養価が高く、食料自給率アップにもつながる米粉を、ぜひさまざまなメニューに取り入れてみてください。



米粉を使ったケーキ



せんだい農業園芸センターの米粉製粉機

- 利用できる方：市内にお住まいの方、市内に住所がある食品加工業者
- 利用料金：30分110円（税込）
- 目安時間：10kgの米で約1時間かかります。
- 製粉は精米済みの米に限ります。製粉後の米粉を入れるために、大きいレジ袋（LLサイズ・45号）などをご持参ください。
- 利用方法：せんだい農業園芸センターへ直接予約
※詳細及び空き状況等は、せんだい農業園芸センターホームページ（<https://sendai-nogyo-engei-center.jp/>）からご確認いただけます。

【せんだい農業園芸センター(電話:288-0811)】

【農政企画課農食ビジネス推進室(電話:214-8266)】

農業水利施設の電気料金に対する補助を実施します

電力価格高騰に伴い、農業水利施設の維持管理費負担が増加している水利組合に対し、電気料金の掛かり増し経費に対する補助を行います。



- 対象者：水利組合（土地改良区に属していないもの）
- 補助対象：用水ポンプなどの農業水利施設の電気代の掛かり増し分
- 補助金額：{「令和X年度の電気代」-「令和3年度の電気代」}×75%
X=4及び5
- 必要書類：申請書、電力会社からの伝票（電気料金明細書）

詳しくは下記担当課までお問い合わせ下さい。
なお手続きの都合上、2月末までにご相談下さい。

【農林土木課管理係(電話:214-7328)】

仙台市森林アドバイザー養成講座(第22期)受講者を募集します

森林ボランティア活動の指導的役割を担う人材を養成する講座の受講者を募集します。チェーンソー等による森林作業、専門家の講義や視察研修を行い、森林・林業の現状などについて学ぶことができます。

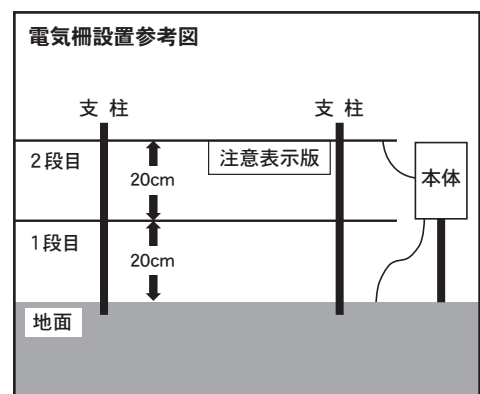
期 間	令和6年4月から令和7年2月(全11回) 	会 場	市有林(太白区坪沼ほか)、茂庭台・根白石市民センター等(予定)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の18歳以上で、現地集合が可能な方 森林ボランティア指導者の活動に関心がある方 	定 員	16名 (応募多数の場合選考)
主 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 植林、下刈、抜き伐り、保育間伐等作業体験 刈払機、チェーンソー講習等 	費 用	37,000円程度 (外部講習会(刈払機・チェーンソーの安全講習会)参加費等)
申 込	<ul style="list-style-type: none"> ○申込書配布先 各区役所、総合支所、各区中央市民センター、市ホームページ ○申込方法 申込書に必要事項をご記入の上、FAX又は郵送にて下記まで ○申込期限 3月1日(金)必着 		

【農林土木課林務係(電話:214-8264/FAX:214-8272)】

電気柵は適切に管理しましょう

電気柵は設置してからの管理が重要です。適切な管理を行い、防除効果の維持に努めましょう。

- 柵のまわりの草刈りや、電圧の確認を定期的に行いましょう。
- 電気柵はアスファルトの道路際に設置すると効果が半減することがあります。道路際に設置する場合は路面からできるだけ離して設置しましょう。路面から離せない場合には、柵線の下に通電性のあるシートを設置することも有効です。
- 電気柵はイノシシが鼻先で触れたときのみ有効です。間隔は20cm未満を保ち、常に通電しましょう。
- 電気柵を**通電せずに設置しているとイノシシが慣れてしまいます**。簡単に侵入するようになってしまうため、使わないときには必ず取り外しましょう。
- 電気柵の線のみ設置したり、ビニール紐等で電気柵の代用をしたりすることも、イノシシが電気柵に慣れる原因となりますので避けましょう。
- 電気柵やバッテリーの盗難が発生しております。固定して安易に持ち去られないようにするなどの対策をしましょう。
- 光、音、においによる対策は一時的には効果のあるものもありますが、イノシシがいずれ慣れてしまい、効果はなくなります。



【農業振興課地域支援係(電話:214-8334)】

【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)
〒980-0803 青葉区国分町3丁目6番1号 表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)
電話 022-214-8265 FAX 022-214-8338(農政企画課)

◆Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

◆H P <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>



仙台市農林水産業ページ



とれたて仙台WEBページ